

看護小規模多機能型短期居宅介護 重要事項説明書

令和6(2024)年 4月 1日

当事業者は、ご契約者に対して指定看護小規模多機能型短期居宅介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

〒860-0803 熊本市中央区新市街7番17号 電話. 096-384-0055
医療法人田中会 理事長 田中 英一

2. 事業所の概要

指定看護小規模多機能型短期居宅介護事業所 看護小規模多機能ホームむさし

住所：〒861-8003 熊本市北区楠7丁目15番1号 電話（FAX）096-339-5540

管理者氏名： 馬原 博美

事業所の目的：

地域のお年寄りが、住み慣れた自宅や地域での生活、人間関係を継続しながら、その人らしく最後まで暮らすことが出来るような生活の支援を目的として、宿泊サービスを提供します。

事業所の運営方針：

利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、地域での暮らしを支援します。

開設年月：平成28年8月 登録定員：29人（通いサービス定員18人、宿泊サービス定員8人）

短期利用に活用可能な宿泊室の数は登録定員、登録者数により変化します。

居室等の概要：

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

宿泊室は、洋室8室をご用意しておりますが、利用者の方の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に添えない場合もございます。

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室	8室	洋室（8室）
食堂・リビング	1室	
浴室・洗面室	1室	浴室移動用リフト
トイレ	3室	（車椅子対応、シャワートイレ）
火災警報器	8個	（寝室5、階段1、台所1、2F会議室1）
消火器	2個	消火栓（1箇所）
スプリンクラー	38箇所	

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域：熊本市

営業日：年中無休（尚、受付・相談については、通いサービスの時間と同様です）

営業時間：通いサービス（9時30分～16時30分）、宿泊サービス（16時30分～9時30分）、
訪問サービス（24時間）

4. 職員の配置状況（令和6年4月1日現在）

当事業所では、ご契約者に対して指定看護小規模多機能型短期居宅介護サービスを提供する職員として、以下の

職種の職員を配置しています。又必要に応じて、下記以外の職員を置くものとします。

管理者 1 名、介護支援専門員 1 名、看護師 3 名、准看護師 2 名、介護職員 11 名

※日中の通いサービスにおいて、利用者 3 名につき 1 名以上及び訪問担当職員 2 名、夜間において宿泊サービス担当職員 1 名及び訪問担当職員 1 名を配置するものとします。

職員の勤務時間は原則として次の通りです。(その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。)

日勤：8 時 30 分～17 時 30 分、夜勤：16 時 30 分～9 時 30 分

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第 5 条参照）

介護保険の給付の対象となるサービスについて、一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の自己負担割合が 1 割、2 割、3 割になります。

宿泊のサービスを具体的に、それぞれどのような頻度・内容で行うかについては、ご契約者と居宅介護支援専門員と協議の上、看護小規模多機能型短期居宅介護計画に定めます。

尚、ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い) 介護保険給付外の料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更内容及び事由について、変更を行う 2 ヶ月前にご説明します。

※利用料金については別紙参照

○利用料金のお支払い方法について、前記利用料金は 1 ヶ月ごとに計算し、次のいずれかの方法により翌月 20 日までにお支払いいただきます。

①事業所での現金支払い ②銀行振り込み ③自動口座引落とし

【銀行振り込みの場合】

肥後銀行 楠支店(クノキシテン) 普通預金 口座番号:1020809 名義人 : 医療法人田中会 武蔵ヶ丘病院 理事長 田中英一 (イリョウホウジンナカカイ ムサシガオカビョウイン リジョウ ナカエイイチ)

※(尚、振込み又は口座引落としにかかる手数料はご負担いただきます)

○利用の中止、変更、追加について（契約書第 6 条参照）

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは追加する場合は、原則としてサービス実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

尚、当日になって利用中止の申し出をされた場合には、食事代について半額を請求させていただきます。

※ご契約者の病気や緊急入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。

○看護小規模多機能型短期居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、地域での暮らしを支援するものです。事業者はご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、居宅介護支援専門員のケアプランに沿いご契約者と協議の上で看護小規模多機能型短期居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容および評価結果等は、書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について（契約書第18条参照）

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口にて受け付けます。

- 苦情相談窓口（担当者）
管理者もしくは常勤職員
- 受付時間 毎週：月曜～金曜日
9：00～17：00

（2）行政機関その他苦情受付機関

- 熊本市役所介護指導課 電話（096-328-2793）
熊本市北区役所福祉課 電話（096-272-1118）
国保連合会苦情相談口 電話（096-214-1101）

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型短期居宅介護の提供に当り、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

構成：利用者および利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員
看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催：隔月開催
会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて、以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

武蔵ヶ丘病院	熊本市北区楠7丁目15-1	TEL. 096-339-1161
八口一歯科診療所	熊本市北区清水新地6丁目6-7	TEL. 096-337-3686
介護老人保健施設 おおつかの郷	大津町陣内1165	TEL. 096-294-1500

9. 虐待の防止

当事業所では、利用者等の人権の擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

○虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者： 管理者

○虐待等に係る苦情解決方法や体制を整備しています。

○地域包括支援センターへの報告

○従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

○成年後見制度の利用を支援します。

10. 身体拘束等の禁止

当事業所では、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

○身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

- 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施しています。

1 1. 感染症・災害対策

- 感染症の発生およびまん延に関する取り組みを行い、委員会の開催・指針の整備・研修・訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

○感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築していきます。

- 非常時災害対策を構築し、他事業者や地域住民との連携の強化を行います。

1 2. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また防災訓練を年2回行います。

1 3. サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での宗教活動および政治活動はお断りいたします。

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号(平成18年3月14日)第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。